

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 15 日現在

機関番号：32670

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530736

研究課題名(和文) キンシップケアを行なう祖父母への支援策に関する研究 法制度整備の提言に向けて

研究課題名(英文) Study on Legal Policy Regarding Support for Grandparents as Kinship Carers

研究代表者

増田 幸弘 (Masuda, Yukihiro)

日本女子大学・人間社会学部・准教授

研究者番号：40264171

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、キンシップケア(kinship care)として孫の養育を行う祖父母に対する支援策のあり方を、主に制度政策の観点から検討した。キンシップケアとは、祖父母等の親族またはそれに準ずる者による児童の養護を意味する。本研究では、キンシップケアに対する肯定的な評価が制度政策に反映され、キンシップケアが広く利用されている国である英国とアイルランドを参考に、わが国の親族里親制度のあり方について検討を行った。

研究成果の概要(英文)：This study aims to consider the legal policy regarding support for grandparents as kinship carers. Kinship care means "family-based care within the child's extended family or with close friends of the family known to the child, whether formal or informal in nature" (United Nations, 'Guidelines for the Alternative Care of Children'). In the first place, I analyze the legal structure regarding formal kinship care in Japan (i.e. "Shinzoku Satooya"), and pointed out some problems. Next, I consider the policies and practices regarding kinship care in the UK and Ireland to get suggestions for Japanese legal policy. The reason for choosing the UK and Ireland is that kinship care for children who cannot live with their parents is popular in these countries. Lastly, I make some suggestions from the policies and practices in the UK and Ireland to improve the Japanese situation.

研究分野：社会福祉学

キーワード：祖父母 キンシップケア

1. 研究開始当初の背景

キンシップケア (kinship care) は、祖父母等の親族またはそれに準ずる者による児童の養護を意味する。本研究の開始当初、キンシップケアは、欧米やオセアニア諸国において急速に普及しつつあるとの状況にあった。その背景として、次の2つのことを指摘することができる。それは、キンシップケアの有する利点 (児童の喪失感やストレスの軽減、養育者と児童の長期にわたる安定的な関係の構築等) が認識されていたこと、およびキンシップケアの促進を支える法制度 (キンシップケアを児童養護の第一の選択肢とすることが法律やガイドライン等で示されている等) の存在である。

これに対して、本研究の開始当初、わが国においてはキンシップケアに関する調査研究の蓄積がさほど多くない状況にあった。また制度上も、2002年に導入された親族里親には、祖父母等の親族を第一の選択肢とすることが望ましいとする条文やガイドライン等は存在しておらず、現在も存在していない。

そこで本研究では、キンシップケアとして孫の養育を行う祖父母に焦点を当て、制度政策の観点から、その支援のあり方を検討することとした。

なお、本研究の研究代表者は、これまで科学研究費補助金の助成を得て、祖父母と孫の面会交流に関する研究と、祖父母による孫の保育に関する研究を行ってきた。祖父母と孫の関係にかかわる本研究は、その延長上に位置づけられるものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、キンシップケアとして孫の養育を行う祖父母に対する支援策のあり方を、主に制度政策の観点から検討することにある。

キンシップケアをめぐる福祉課題に関しては多様なアプローチがあり得るが、本研究

課題では主に制度政策の観点から考察と提言を行う。すなわち、孫の養育を行う祖父母に焦点を当て、既にキンシップケアが広がりを見せている国において、いかなる支援が制度的に担保され、また、政策課題として何が指摘されているのかという点を検討することにより、わが国における今後の望ましい制度設計に向けた具体的な提言を行うための基礎的な枠組みを提示することを目指す。

3. 研究の方法

本研究においては、課題の内容が開拓的なものであるという事情と、本研究課題の特性に鑑み、主に資料・文献調査の手法を用いた基礎的な作業を行った。なお、今回の研究では、社会調査の手法による調査や分析は行わなかった。

4. 研究成果

本研究ではキンシップケアに対する肯定的な評価が2000年代半ば以降、制度政策に反映されてきた国である英国とアイルランドを取り上げ、その制度政策を参考に、わが国の親族里親制度のあり方について検討した。研究成果については、論稿、学会報告、公開講座による情報発信を行った。なお、教育用図書「家庭福祉」の章や、家族政策に関するシンポジウム報告・論稿において、祖父母と孫にかかわる問題に言及した。

研究成果の概要は以下の通りである。

(1) キンシップケアの優先

キンシップケアには公的里親と私的里親の両者が含まれる。公的里親に対して、わが国では金銭給付、研修、相談、レスパイトケア、相互交流等の支援が行われる。この点において、私的里親よりも公的な支援が手厚い。

しかしわが国の (公的里親のひとつである) 親族里親の認定においては、キンシップケアが優先されることが制度化されていない。すなわち、わが国の児童福祉法には、要

保護児童の託置に際して、キンシップケアを第一の選択肢とする旨の規定が存在しない。また、国のガイドライン（「里親委託ガイドライン」）も同様である。これに対して、英国やアイルランドでは、キンシップケアを第一の選択肢とすることが制度化されている。

この点に関して、要保護児童の里親委託の際、児童と親密な関係にある近親者等への託置を第一の選択肢とすることを法定化することが望まれる。それは次の2つの理由からである。児童福祉研究の知見から、キンシップケアが児童の利益に適うものと解されること。国連の指針（「児童の代替的養育に関する指針」）において、近親者による養育が推奨されていること。

（2）親族里親の要件

わが国の親族里親における養育者の要件は、民法上の扶養義務と関連づけられている（児童福祉法施行規則第1条の33第2項）。これに対して英国やアイルランドにおいては、キンシップケアと扶養義務とは関連づけられている訳ではない。

この点に関して、扶養義務と関連づける親族里親の要件を見直し、「児童の拡大家族内で、又は児童の知っているその家族の親しい友人によって行われる家族を基本とした養護」（国連「児童の代替的養育に関する指針」）に再編する必要があると考える。キンシップケアの制度設計や運用は、児童の養育に伴う経済的負担の観点からではなく、児童福祉の観点（より良いケアを受けるための支援、より良いケアを提供するための支援）から行うことが望ましいとの考えからである。

なお、本研究では現在の親族里親に対する手当のあり方（親族里親には養育費が支給されているが、里親手当は支給されていない）には、理論的に問題があることを指摘した。扶養義務者による引取扶養の実施は、その扶養義務の履行と解されるためである。

（3）仕事とキンシップケアの両立

公的里親か私的里親かを問わず、キンシップケアを行う祖父母に対する支援策の中でも優先度の高いのが仕事とキンシップケアの両立支援である。祖父母の就労継続の支援に対するニーズは、研究対象とした国でも大きいことが確認された。

しかし、いずれにおいてもキンシップケアを行う祖父母には適切な両立支援策が及んでいない。例えばイングランドでは、キンシップケアを行う祖父母は「親休暇」や「職場における柔軟な働き方」を利用することができない。これらの施策は、法的な親子関係の存在を前提としているためである。そのため祖父母を支援する当事者団体は、キンシップケアを行っている祖父母がこれらを利用できるようにすることを提言している。

このような状況はわが国にも存在している。すなわち、わが国でも里親に対しては育児介護休業法に基づく育児休業や短時間勤務などの制度が適用されない。里親と里子との間には法的な親子関係が存在しないことから、里子は育児休業法上の「子」には該当しないものと解されるためである。

この点に関して、キンシップケアを行う祖父母について次の2つの施策の導入が必要であると考え。就労の断念（キンシップケアは長期におよぶ傾向がある）による貧困のリスクが高いためである。育児介護休業法の諸制度が利用できるようにすること。養育を始めてから一定期間については休業、休暇、短時間勤務等の両立支援策を利用できるようにすること。

（4）実親と祖父母の関係

海外における里親研究の知見によると、キンシップケアの否定的な側面のなかに、実親と親族間との葛藤や、実親による子供への不適切なアクセスの存在がある（林浩康「諸外国における親族里親と日本への示唆」社会的養護とファミリーホーム 3号、2012年、124-125頁）。研究対象とした国においても

このような状況が存在していることが確認された。

これらの問題をめぐっては、特に私的里親としてキンシップケアを行う祖父母が深刻な状況に陥る可能性が高い。児童の実親と祖父母が「親子」であるが故の人間関係の困難さがあり、ソーシャルワーカーや法律家等の専門家による調整や介入が必要となるところ、私的里親の場合には専門家との間に相談支援の関係が形成されていないことが多いと推測されるためである。この点において、公的里親と私的里親とでは事情が異なっている。

そこで今後、民間団体による活動を含め、私的里親としてキンシップケアを行う祖父母等への支援のあり方について検討を進めることが望まれる。

(5) 相談援助、ピアサポート、ヘルプライン等

キンシップケアを行う祖父母には、上記(3)(4)の問題の存在に加え、一般に次のような特徴が見られるとされる。心身の健康問題を有すること、社会的孤立のリスクが高いこと、貧困のリスクが高いこと、必ずしも心の準備が整っている訳ではないこと、孫への感情移入が見られること、自らの過去の育児経験の影響を受けること等である。これらはいずれも、祖父母と孫の双方の生活の質に影響を及ぼす。

そこで、このような特徴を踏まえた支援を提供することが必要となる。具体的には諸外国で実施されている次のような支援等が考えられる。24時間対応可能なヘルプラインを設置し、上記の特徴を熟知したスタッフを配置すること。ソーシャルワーカーや医療・心理の専門家等による定期的な家庭訪問を行うこと。ピアサポートプログラムを実施し、キンシップケアを行っている祖父母同士の相互交流を深め問題を共有する場をつくること。気軽に利用することができるレ

スパイトケアを提供すること。祖父母の特徴を踏まえた孫育児の研修プログラムを開発し、研修の機会を提供すること。

わが国では、(公的里親である)親族里親としてキンシップケアを行う祖父母に対して、これらの支援のうちの多くを比較的容易に実施できる体制にある(例えば訪問支援、祖父母に限定しない相互交流、レスパイトケアの提供等は既に実施されている)。そこで上記(1)で示したように、わが国でもキンシップケアの優先を制度化することが望まれる。

それとともに、私的里親としてキンシップケアを行う祖父母に対しても、これらの支援が行き届くようにする必要がある。その際、諸外国に見られるようなNPO等の民間団体(キンシップケア支援、高齢者支援等の団体)による祖父母支援が有効な方策のひとつとなり得るであろう。また、児童福祉法第30条のあり方についても検討が求められよう。

なお、上記の支援を適切に提供する前提として、キンシップケアの実践に関する多面的な研究を進める必要がある。わが国ではキンシップケアに関する調査研究の蓄積がまださほど多くないという状況は、本研究の開始当初と変わっていないためである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

増田幸弘「キンシップケア(kinship care)に関する英国法の動向」九州法学会会報2014、査読無、14-18頁、2014年

[学会発表](計1件)

増田幸弘「キンシップケア(kinship care)に関する英国法の動向」九州法学会会第119回学術大会、2014年6月28日(九州国際大

学)

〔図書〕(計1件)

増田幸弘「イングランドにおけるキンシップケアに関する法制度と政策」古橋エツ子=床谷文雄=新田秀樹編『家族法と社会保障法の交錯』信山社、431-457頁、2014年

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0件)

○取得状況(計 0件)

〔その他〕

増田幸弘「『孫育て』の法と政策」、日本女子大学生涯学習センター公開講座、2014年7月19日、日本女子大学生涯学習センター(西生田キャンパス)

6. 研究組織

(1)研究代表者

増田幸弘(MASUDA YUKIHIRO)

日本女子大学・人間社会学部・准教授

研究者番号: 40264171

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし